

高額療養費や出産育児一時金 支給されるまで資金を 無利息で融資します



国民健康保険の加入者が、高額医療費や出産費の支払いに困ったとき、資金を貸し出す制度があります。

高額医療費貸付制度

- 貸付対象者＝高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人
- 貸付金額と利息＝高額療養費支給見込額の80%で無利息
- 貸付期間＝高額療養費が支給される日まで
- 貸付方法＝医療機関などに全額支払った場合以外は、貸付決定を受けた人の委任に基づき、市から医療機関などへ直接支払われます
- 償還方法＝高額療養費支給額のうち貸付金相当額を償還に充てます
- 申請方法＝医療機関などが発行した療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を持って保険年金課へ

出産費貸付制度

- 貸付対象者＝次のいずれかに該当する人の属する世帯の世帯主で、国民健康保険税を完納している人
 - ① 出産予定日まで1カ月以内の人
 - ② 妊娠4カ月以上の人で、出産に要する費用について医療機関などに一時的な支払いが必要となった人
- 貸付金額と利息＝出産育児一時金(35万円)の90%で無利息
- 貸付期間＝出産育児一時金が支給される日まで
- 償還方法＝出産育児一時金を受領したとき、貸付金の償還に充てます(国保の資格を喪失した場合は速やかに返還)
- 申請方法＝母子健康手帳、保険証、印鑑、出産に要する費用の請求書(妊娠4カ月以上の人)を持って保険年金課へ

国民年金保険料の未納対策

社会保険庁から委託を受けた民間会社が 納付のお願いに伺います

国民年金保険料の未納対策は、社会保険庁から委託された民間の会社と社会保険事務所が手分けして実施しています。

佐原社会保険事務所管内では、平成18年7月から19年9月までの間は「株式会社もしもしホットライン」が社会保険庁から委託を受け、電話による納付勧奨を中心に戸別訪問員(2人)による戸別訪問、集合徴収を実施しています。

- 民間会社が担当する業務
 - ・ 未納者に対する国民年金保険料の納付勧奨
 - ・ 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の収納
 - ・ 口座振替による国民年金保険料の納付勧奨
- 受託会社＝株式会社もしもしホットライン(☎0120-053-765)

納付督促員証明書		No.
写真	氏名	男 女
	生年月日	昭和 年 月 日
	上記の者は、当局より国民年金保険料収納業務の委託を受けた株式会社もしもしホットラインの納付督促担当者であることを証明します。	
	平成 年 月 日 発行	公印
	千葉市中央区弁天1-15-3大家北口ビル3階 千葉社会保険事務局長	
	電話番号 043-207-8831	

戸別訪問の際は納付督促員証明書を持参します。必ずご確認下さい。

受託期間＝平成18年7月～19年9月

- 社会保険事務所が担当する業務
 - ・ 一定の所得がありながら未納を続ける被保険者への納付督促(強制徴収)
 - ・ 免除基準に該当するにもかかわらず届け出をしていない被保険者への免除勧奨

※くわしくは佐原社会保険事務所(☎0478-55-1661)へ。